



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 I Tホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 晋
(コード番号 3626 東証第 1 部)
問合せ先 グループ広報部長 佐久間 巖
(Tel. 03-6738-7557)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 1 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

シェアードサービス会社「I Tサービスフォース株式会社」の設立および「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下の変更を行うものであります。

- (1) グループ内間接業務の効率化およびコスト削減ならびに業務品質の向上を目的として、平成 21 年 4 月 1 日付でシェアードサービス会社「I Tサービスフォース株式会社」を 100%子会社として設立したことに対応し、新たに事業目的を追加するものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 6 条(株券の発行)を削除し、あわせて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) 本総会終結の時をもって不要となる付則につき、これを削除するものであります。
- (6) その他、上記変更に伴う所要の変更および条数の繰り上げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することおよび次の業務を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)	(1)
) (記載省略)) (現行どおり)
(20)	(20)
(新設)	<u>(21) 総務、会計・経理および調達・購買等に関する業務ならびに人事、労務管理に関する業務等の代行</u>
(21)	(22)
) (記載省略)) (現行どおり)
(22)	(23)
第3条	第3条
) (記載省略)) (現行どおり)
第5条	第5条
(株券の発行)	(削除)
第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	第6条 (現行どおり)
第7条 (記載省略)	第6条 (単元株式数)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	第7条 (削除)
2 <u>第6条の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元未満株式の売渡請求)
(単元未満株式の売渡請求)	第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。
第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。	第9条 (現行どおり)
第10条 (記載省略)	(株主名簿管理人)
(株主名簿管理人)	第10条 (現行どおり)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	2 (現行どおり)
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	(削除)
3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u>	

